

福岡市木造戸建住宅



耐震改修工事費 補助事業

について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、平成18年5月30日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業」を実施しています。

これは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部に補助金を交付するものです。住宅の耐震改修を予定されている方は、まずにご相談下さい。

事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて市と必要な協議をお願いします。

※既に工事契約をした場合や、工事を開始・完了した場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。
※補助戸数に限りがありますので、耐震改修をご検討中の方は、お早めにご相談下さい。

補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす木造戸建住宅。

- 2階建て以下のもの（共同住宅は対象外）
- 耐震診断をした結果、上部構造評点が1.0未満のもの
- 耐震シェルター等の設置については、高齢者、障がい者等の方が居住している世帯

補助対象工事

以下のいずれかの条件を満たす工事

- 建物全体の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事または1階部分の上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事を行うもの
- 国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルターまたは防災ベッドの設置工事を行うもの

補助内容、補助金の額

●耐震改修工事

耐震改修工事に要する額の80%に相当する額。
ただし、150万円を上限とする。

●耐震シェルター等の設置

耐震シェルター等の設置に要する額の40%に相当する額。ただし、25万円を上限とする。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部
建築物安全推進課

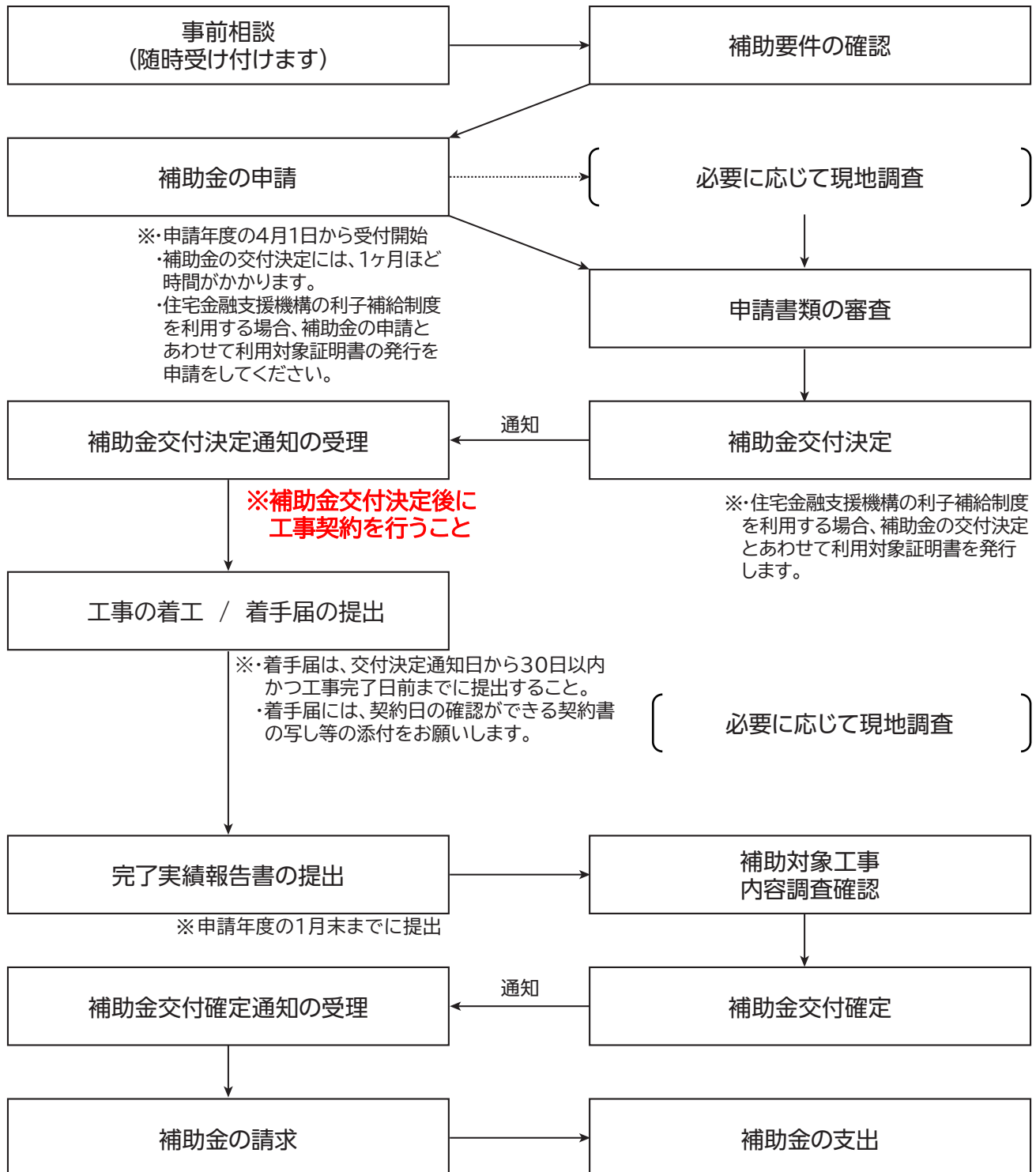
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

(裏面の『手順の流れ』をご覧ください)

福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業『手続きの流れ』

申請者

福岡市



●代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。